

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年2月13日	
【会社名】	東亞合成株式会社	
【英訳名】	TOAGOSEI CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長COO 小淵 秀範	
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目14番1号	
【電話番号】	03(3597)7215	
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション部長 堤 慎吾	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目14番1号	
【電話番号】	03(3597)7215	
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション部長 堤 慎吾	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	371,844,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年2月13日に自己株式の取得を実施いたしました。これに伴い、2026年2月12日付で提出した有価証券届出書について、「募集又は売出しに関する特別記載事項」を訂正し、また、添付書類を新たに追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

- ・自己株式の取得状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は 線で示しております。

第一部 【証券情報】

(訂正前)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は2026年2月12日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	2,000,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.86%)
(3) 取得価額の総額	30億円
(4) 取得期間	2026年2月13日～2026年12月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付 (投資一任契約および自己株式立会外買付取引)

(訂正後)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は2026年2月12日の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議しました。

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	2,000,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.86%)
(3) 取得価額の総額	30億円
(4) 取得期間	2026年2月13日～2026年12月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付 (投資一任契約および自己株式立会外買付取引)

上記決議に基づく、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年2月13日)現在における取得状況は以下のとおりです。

(1) 取得した対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	1,150,000株
(3) 取得価額の総額	2,105,075,000円
(4) 取得期間	2026年2月13日

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第112期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第113期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月8日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年2月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月28日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記臨時報告書の訂正報告書)を2025年4月9日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第112期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第113期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月8日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年2月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月28日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記臨時報告書の訂正報告書)を2025年4月9日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年2月13日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。